

## 愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議開催要綱

## 第 1 趣旨

愛知県公立高等学校の入学者選抜制度の諸課題とその改善についての提言を行う。

## 第 2 構成

検討会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A 関係者

## 第 3 座長及び副座長

- (1) 検討会議には座長及び副座長をおく。
- (2) 座長は検討会議を主宰する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

## 第 4 検討会議の招集

検討会議は県教育委員会教育長が招集する。

## 第 5 幹事

検討会議には幹事をおく。幹事は検討会議の事務について委員を助ける。

## 第 6 ワーキンググループ

検討会議は、専門的な資料作成や分析などを行う必要があるときはワーキンググループを置くことができる。

## 第 7 意見聴取

検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

## 第 8 検討会議の公開

検討会議は、座長の判断により、検討会議の一部又は全部を公開しないことができる。

## 第 9 検討会議の記録

検討会議は、検討会議の記録を作成し、その保存期間は5年間とする。

## 第10 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

## 附則

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。